
令和5年度個別避難計画作成 促進事業の実施内容と課題等

千葉市総務局危機管理部防災対策課

I	個別避難計画作成促進事業の実施について	
1.	避難行動要支援者を取り巻く現状と課題	4 P
II	個別避難計画作成促進事業 取り組み状況の報告	
1.	令和3年度 個別避難計画作成事業	6 P
2.	令和4年度 個別避難計画作成事業	7 P
3.	令和3年度と令和4年度の比較	8 P
4.	計画作成状況（令和5年3月末時点）	9 P
III	令和5年度 個別避難計画作成促進事業	
1.	令和5年度 個別避難計画作成事業	1 1 P
2.	個別避難計画書記入例	1 4 P
IV	課題、意見等	
1.	課題、意見等	1 6 P

I 個別避難計画作成促進事業の実施について

- 災害時に、自力で避難できない“避難行動要支援者”の逃げ遅れ等を防ぐため、市では「避難行動要支援者名簿」を作成し、地域の支援者(町内自治会・自主防災組織等)に提供することで、支援体制の構築を図っている。

しかし・・・

- 令和4年度末時点で、名簿の提供が約37%にとどまっている状況であり、避難行動要支援者一人ひとりに合わせた避難行動等を定める「個別避難計画」の作成に至っている団体はごく一部に限られる。

理由は・・・

- 避難行動要支援者名簿の提供が進んでいないことに加え、支援者の不足、支援者と避難行動要支援者の平常時からのつながりが希薄であることなどが主な理由として考えられる。

Ⅱ 個別避難計画作成促進事業

取り組み状況の報告

1. ケアマネジャーが、ケアプラン作成等に関わっている避難行動要支援者の中から、災害時に支援が必要な方を抽出する。
2. コーディネーター（市職員）が、ケアマネジャーと支援者（町内自治会等）をつなぐ。
3. コーディネーター、ケアマネジャー、支援者、避難行動要支援者が協議のうえ個別避難計画作成する。

・居宅介護支援事業者3社と個別避難計画作成及び事業の効果検証に係る委託契約を締結。

・計画作成対象者の選定は、市が一定の基準を示したうえでそれぞれの事業者が行い、3社で合計34件の個別避難計画作成した。

・優先度が高いと考える下記要件①②のいずれかに該当し、かつ計画作成の同意が得られた避難行動要支援者を対象者とする。

①土砂災害警戒区域(またはその付近)に居住する者

②医療機器用の電源喪失により生命の維持に懸念がある者

・対象者の情報は、事業者が担当する福祉専門職に提供依頼

・民間事業者と個別避難計画の作成に係る委託契約を締結。

・①②の要件に該当する方のうち、市が作成の同意を得た方の個別避難計画を63件作成した。

	福祉専門職への個別委託方式 (令和3年度)	民間事業者への一括委託方式 (令和4年度)
メリット	<ul style="list-style-type: none">・ケアプラン作成等の業務と併行して行うことができるため、委託費を比較的安価に抑えられる (R3年度実績：7,000円/件)・日頃から関係が構築できているため作成の同意が得やすく、また、専門的な個別のニーズを計画に反映できる	<ul style="list-style-type: none">・市と緊密な連携を取ることができ、業務上生じた課題に柔軟に対応できる・契約が1本で済むため、作成効率や事務負荷の面で優れている・福祉専門職の有無等に係わらず市が指定した者の計画を作成できる
デメリット	<ul style="list-style-type: none">・福祉専門職が付いていない等の理由により市が指定する対象者の計画を作成できない場合がある・個別に事業説明や契約締結を行うため事務負荷が膨大	<ul style="list-style-type: none">・普段関わりの希薄な事業者が自宅を訪問することによる抵抗感や個人情報取扱い等に対する懸念から作成の同意が得られない場合がある・福祉専門職による作成と比較して単価が高くなる (R4年度実績：15,000円/件)

令和5年3月末時点で、**97件**の個別避難計画を作成。

令和3年度 作成数及び内訳

作成数	高齢者	要介護者	肢体不自由	難病患者	搭載拒否
34	9	12	8	2	3

令和4年度 作成数及び内訳

作成数	土砂災害警戒区域に居住	電源喪失に懸念
63	16	47

令和4年度から優先的に作成する対象者の要件を設定(p7参照)

Ⅲ 令和5年度業

個別避難計画作成促進事業

・R5年度は下記要件の①～⑤のいずれかに該当する中から200人の個別避難計画作成する。※1

①土砂災害警戒区域（またはその付近）に居住する者

②医療機器用の電源喪失により生命の維持に懸念がある者

③浸水想定（洪水、内水）が2m以上の区域に居住する者

④重症心身障害児※2

⑤要介護度・障害支援区分が高い者のうち特に支援を要する者※3

※1 いずれも施設入所者を除く

※2 重度の身体または知的障害を持っており、在宅の通所系サービスにおいて「重症心身障害児」の決定を受けている児童（18歳未満のため障害支援区分の認定はない）。

※3 具体的な基準はR5年度にPTで検討。「高い」の目安は要介護度「5」、障害支援区分は「6」。

③～⑤は、
令和5年度
から新たに
要件追加

対象者確認

R5.4～R5.9

避難行動要支援者のうち、P11の①～⑤に該当する対象者の人数等を確認

研修会等開催

R5.7～R5.8

事業所等に対し、防災の基礎知識や個別避難計画の作成方法を学んでもらう研修会を開催

※基幹相談支援センター等にも協力いただく予定

個別避難計画作成

R5.9～R6.3

委託事業者及び福祉事業所を中心として、個別避難計画を作成

事業検証

R6.3

- ・作成した個別避難計画の内容の確認・修正
- ・令和5年度個別避難計画作成事業の課題検証
- ・個別避難計画の共有

	福祉事業所への委託	民間事業者への委託
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>医療機器用の電源喪失により生命の維持に懸念がある者</u> (※) (※) 特に優先的に個別避難計画の作成をする予定 ・ 重症心身障害児 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害警戒区域（またはその付近）に居住する者 ・ 浸水想定（洪水、内水）が2m以上の区域に居住する者 ・ 要介護度・障害支援区分が高い者のうち特に支援を要する者
数量	100件（予定）	100件（予定）
分割して委託する理由	<p>福祉事業所の対象者の方は、日頃からケアプラン等の作成を通じて、避難行動要支援者本人の心身の状況や生活実態を熟知していることから、信頼関係を期待でき、災害時のケアの継続も見込めるため、福祉事業所に直接委託することで効率的かつ質の高い個別避難計画の作成が見込める。</p>	

Ⅱ 課題、意見等

P8で示したとおり、令和3年度と令和4年度の委託方式にはそれぞれメリット・デメリットがあることが分かった。

令和5年度については、それぞれのメリットが享受できるように要件に適した方式で委託を実施する予定。

一方で、**課題の確認や改善意見**が寄せられているため、それらをできる限り解決できるよう解決策を検討することとしたい。

<課題>

避難先が現実的でない

- ・一般の指定避難所への避難が困難

<原因>

- ・拠点的福祉避難所への直接避難はできないこととなっている

<解決策>

要検討

- ・直接避難できる仕組みづくり

<課題>

契約事務の負荷が大きい

<原因>

民間事業所及び福祉事業所それぞれと契約を締結する必要がある

<解決策>

要検討

- ・福祉事業所と一括で契約できる仕組みづくりを検討する
- ・福祉事業所で委託する計画に目途が付いたら、民間事業者への一括委託方式にシフトする

<意見>

様式について

<内容>

医療的ケア児者等の計画を作成するにあたり、医療に関する項目（医療機器や医療処置に関する情報）を記載する欄が無い

<解決策>

医療的ケア児者等の計画を作成する際は、専用の様式を用いて作成する（対象者によって使用する様式を分ける。）